

運 營 編

基本方針及び施設運営全般.....	1	(4)業務継続計画の策定等.....	15
1 組織	4	5 従業者給与等の状況	16
(1)事業計画等.....	4	(1)本俸・諸手当.....	16
(2)事業報告.....	4	(2)本俸の決定.....	16
(3)運営規程.....	5	(3)諸手当の支給.....	16
(4)揭示.....	5	(4)社会保険.....	16
(5)変更の届出等.....	5	(5)貸金台帳.....	16
(6)業務管理体制の整備.....	5	6 健康管理	17
(7)分掌事務.....	6	7 研修	18
(8)業務（事業）日誌.....	6	8 福利厚生	18
(9)諸会議.....	6	9 管理者（施設長）の職務	18
2 就業規則等の整備	7	10 建物設備等の管理	19
(1)就業規則.....	7	(1)建物設備の状況.....	19
(2)給与規程.....	8	(2)環境整備の状況.....	19
(3)育児休業等.....	9	(3)環境衛生の状況.....	20
(4)旅費.....	11	(4)耐震化の状況.....	21
(5)宿日直.....	12	11 災害対策等の状況	21
(6)協定.....	13	(1)管理体制.....	21
(7)就業環境.....	13	ア防火管理者.....	21
3 従業者の配置等	14	イ関係機関との連携.....	22
(1)従業者配置等.....	14	ウ地域住民等との協力体制.....	22
(2)採用、退職.....	14	エ事故発生時の対応.....	22
(3)関連帳簿の整備.....	14	(2)非常災害対策計画等.....	23
4 勤務状況	15	(3)消防署の立入検査.....	23
(1)勤務体制.....	15	(4)避難訓練.....	24
(2)勤務割表.....	15	(5)保安設備.....	24
(3)勤務関連帳簿の整備.....	15	12 厚生労働大臣が定める事項の評価等	25

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
基本方針及び施設運営全般	1 社会福祉法人、施設の公共性の高さを鑑み、従業者、利用者に対して、人種、信条、性別、社会的身分又は門地を理由として差別的取扱をし、あるいは宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制することは、厳に慎まなければならない。	1 人種、信条、性別等により差別的取扱をし、あるいは特定の信条等を強制していないか。	1 民法（明治29年4月27日法律第89号）第90条 2 労働基準法第3条 3 社会福祉法第3条	1 人種、信条、性別等により差別的取扱をし、あるいは特定の信条等を強制している。	C
	2 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等（以下、指導検査基準において「施設等」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定障害福祉サービス及び施設障害福祉サービス等（以下、指導検査基準において「福祉サービス」という。）を提供するよう努めなければならない。	1 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか。 2 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	1 社会福祉法第5条 2 市条例第73号第3条、第37条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第37条） 3 市条例第75号第3条、第51条 4 障害者虐待防止法第15条、第16条、第17条 5 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第65号）第8条 6 障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例（平成23年12月15日八王子市条例第24号）第6条	1 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めていない。 2 利用者の立場に立った福祉サービスの提供が不十分である。 1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な体制が整っていない。	C B C
	3 施設等では、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。 3 苦情の内容等を記録しているか。	1 社会福祉法第82条 2 市条例第73号第41条第1項、第2項、第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第41条第1項、第2項） 3 市条例第75号第55条第1項、第2項1項	1 必要な対応をしていない。 2 対応が不十分である。 1 利用者に周知していない。 2 周知が不十分である。 1 苦情の内容を記録していない。	C B C B C
	4 施設等の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域等との交流を図っているか。	1 市条例第73号第80条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第80条） 2 市条例第75号第56条	1 地域等との交流に努めていない。 2 地域等との交流が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>5 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。</p> <p>6 施設等は、利用者に対して、その自立と社会経済活動への参加を促進する観点から福祉サービスの提供を適切に行うものであって、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視して運営を行い、関係各機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>7 施設等は、当該施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該施設等に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。 なお、広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。</p> <p>8 施設等は、利用者が偽りその他不正な行為によって介護給付費等を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付して区市町村にその旨を通知しなければならない。</p>	<p>1 福祉サービス第三者評価の受審等サービスの質の向上のための取り組みをしているか。</p> <p>2 東京都における福祉サービス第三者評価について、少なくとも3年に1回以上、定期的かつ継続的に受審しているか。</p> <p>1 必要な福祉サービスの提供を適切に行っているか。</p> <p>1 情報の提供が行われているか。</p> <p>2 広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。</p> <p>1 事実判明時において、遅滞なく通知を行っているか。</p>	<p>1 社会福祉法第78条 2 市条例第73号第64条第3項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第64条第3項） 3 市条例第75号第23条第3項 4 平成24年9月7日24福保指指第638号「「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」の改正について（通知）」</p> <p>1 市条例第73号第17条第1項、第82条、第104条、第119条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第17条第1項） 2 市条例第75号第16条第1項</p> <p>1 社会福祉法第75条第1項 2 市条例第73号第39条第1項、第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第39条第1項） 3 市条例第75号第53条第1項</p> <p>1 社会福祉法第79条 2 市条例第73号第39条第2項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第39条第2項） 3 市条例第75号第53条第2項</p> <p>1 市条例第73号第72条、第95条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第95条） 2 市条例第75号第41条</p>	<p>1 福祉サービス第三者評価の受審等サービスの質の向上のための取り組みをしていない。 2 取り組みが不十分である。</p> <p>1 福祉サービス第三者評価を、少なくとも3年に1回以上、定期的かつ継続的に受審していない。</p> <p>1 福祉サービスの提供を適切に行っていない。 2 福祉サービスの提供が不十分である。</p> <p>1 情報の提供をしていない。 2 情報の提供が不十分である。</p> <p>1 広告の内容が虚偽又は誇大である。 2 広告の表現が不適切である。</p> <p>1 通知を行っていない。 2 通知が遅滞している。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>9 施設等の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、施設等は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>10 施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。</p> <p>11 介護給付費等の請求に関しては、支援法等に基づき、正しく行われなければならない。</p> <p>12 施設等は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。</p> <p>13 施設等は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注機会の増大に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>1 職員等が業務上知り得た秘密を漏らしていないか。</p> <p>2 秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>3 個人情報の保護に関して、法令等に基づいて適切な措置を講じているか。</p> <p>1 利用者等の同意を、事前に文書で得ているか。</p> <p>1 介護給付費等について、福祉サービスの提供実績、各種加算の要件等に基づき、正しく請求されているか。</p> <p>1 障害者が、その能力に適合する職業に就くこと等を通じて、その職業生活において自立することを促進するため、必要な雇用の確保及び労働環境の整備に努めているか。</p> <p>1 障害者就労施設等の受注機会の確保、増大を図るため、その事業活動を通じて協力するよう努めているか。</p>	<p>1 市条例第 7 3 号第 3 8 条第 1 項、第 2 項、第 8 2 条、第 1 0 0 条、第 1 4 3 条、第 1 5 8 条、第 1 7 6 条、第 1 9 1 条、第 1 9 6 条、第 2 1 1 条、第 2 1 9 条 準用（第 3 8 条第 1 項、第 2 項）</p> <p>2 市条例第 7 5 号第 5 2 条第 1 項、第 2 項</p> <p>3 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）</p> <p>1 市条例第 7 3 号第 3 8 条第 3 項、第 8 2 条、第 1 0 0 条、第 1 4 3 条、第 1 5 8 条、第 1 7 6 条、第 1 9 1 条、第 1 9 6 条、第 2 1 1 条、第 2 1 9 条 準用（第 3 8 条第 3 項）</p> <p>2 市条例第 7 5 号第 5 2 条第 3 項</p> <p>1 介護給付費等の請求に関する省令（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 170 号）</p> <p>2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 523 号）</p> <p>1 市条例第 7 3 号第 3 条第 5 項</p> <p>2 市条例第 7 5 号第 3 条第 5 項</p> <p>1 市条例第 7 3 号第 3 条第 6 項</p> <p>2 市条例第 7 5 号第 3 条第 6 項</p>	<p>1 秘密を漏らしている事実がある。</p> <p>1 必要な措置を講じていない。</p> <p>2 必要な措置が不十分である。</p> <p>1 必要な措置を講じていない。</p> <p>2 必要な措置が不十分である。</p> <p>1 利用者等の同意を、事前に文書で得ていない。</p> <p>1 実績等に基づく正しい請求を行っていない。</p> <p>2 加算等、請求の算定が不十分であり、正しい請求となっていない。</p> <p>1 障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めていない。</p> <p>1 障害者就労施設等の受注機会の増大に協力するよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
1 組織 (1)事業計画等	<p>1 事業計画は、単なる理念やスローガンのものではなく、法人及び施設等が当該年度に実施する基本的な事項を具体化するものでなければならない。 また、計画を実施するためには、従業者が内容を十分に理解している必要がある。事業計画の作成に当たって従業者と十分に討議し、決定後はよく周知することが必要である。</p> <p>2 事業計画作成上必要な事項 ・運営の基本方針（サービス内容、行事、健康管理、ボランティアの受入れ、苦情対応等） ・組織管理（従業者の構成、職務分担、研修等） ・安全管理、防火管理</p> <p>3 立案の方法・内容 ・事業計画は最終的に理事会で決定すること。 また、その前に従業者会議等で内容について討議すること。 ・事業計画の作成に当たっては、前年度事業の反省や総括を行うこと。 ・当該年度に実施する基本的事項を具備すること。 ・予算、支援計画との関連が十分であること。</p>	<p>1 事業計画を作成しているか。</p> <p>2 必要な事項が盛り込まれているか。</p> <p>3 立案及び決定の方法は適切か。</p>	<p>1 運用上の留意事項2（1）</p>	<p>1 事業計画を作成していない。</p> <p>1 必要な事項が盛り込まれていない。</p> <p>1 決定の方法が不適當である。</p> <p>2 前年度の総括に基づき立案していない。</p> <p>3 事業計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2)事業報告	<p>1 社会福祉法第45条の27及び第45条の32の規定により、毎会計年度終了後3月以内に作成し、各施設等に備え置く必要がある。</p> <p>2 事業報告作成上必要な事項 ・運営の基本方針（サービス内容、行事、健康管理、ボランティアの受入れ、苦情対応等） ・組織管理（従業者の構成、職務分担、研修等） ・安全管理、防火管理</p> <p>3 立案の方法・内容 ・事業報告は最終的に理事会で決定すること。 また、その前に従業者会議等で内容について討議すること。 ・事業報告の作成に当たっては、事業計画の反省や総括を行うこと。 ・事業計画に添って作成されていること。</p>	<p>1 事業報告書を作成しているか。</p> <p>2 必要な事項が盛り込まれているか。</p> <p>3 立案及び決定の方法は適切か。</p>	<p>1 社会福祉法第45条の27第2項</p>	<p>1 事業報告書を作成していない。</p> <p>1 必要な事項が盛り込まれていない。</p> <p>1 決定の方法が不適當である。</p> <p>2 事業計画との整合性がない。</p> <p>3 事業報告の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 運営規程	1 組織は、施設等運営の基本事項であり、業務の遂行や処遇内容の決定等に関して、各組織単位の役割及び連絡調整並びに管理者(施設長)等幹部従業員の関与等が適切に行われ、組織全体としての統一的運営が十分になされることが必要である。	1 運営規程を整備しているか。 2 内容は適切かつ規定内容と現状とに差異はないか。 3 定員の取扱いが守られているか(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない場合を除く)。 4 職員及び利用者等に周知しているか。	1 市条例第73号第74条、第96条、第117条、第143条、第158条、第176条、第189条、第196条 準用(第96条)、第209条、第219条 準用(第209条) 2 市条例第75号第43条 3 最低基準(社会参加支援施設)第20条 準用 1 市条例第73号第76条、第100条、第118条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用(第76条) 1 市条例第75号第46条	1 運営規程を作成していない 1 内容が不十分である。 2 規定内容と現状とに差異がある。 1 定員が守られていない。 1 十分な周知を行っていない。	C B B C B
(4) 掲示	施設等は、当該施設の見やすい場所に運営規程の概要、従事者の勤務体制、協力医療機関その他の福祉サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等しなければならない	1 運営規程等の重要事項を掲示又は利用者が自由に見ることができる場所に設置しているか。(障害者支援施設は掲示のみ)	1 市条例第73号第79条、第99条、第143条、第158条、第176条、第191条、第199条 準用(第99条)、第211条、第219条 準用(第36条) 2 市条例第75号第50条	1 重要事項を掲示等していない。 2 重要事項の掲示内容が不十分である。 3 重要事項の掲示場所が不適切である。	C B B
(5) 変更の届出等	1 指定に係る事業所の名称、所在地、その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に届け出ること。 2 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、廃止又は休止の日の1月前までに届け出ること。	1 届出内容と現状に差異がないか。	1 支援法第46条第1項 1 支援法第46条第2項	1 届出内容と現状に著しい相違がある。 2 届出内容と現状に相違がある。 1 届出内容と現状に著しい相違がある。 2 届出内容と現状に相違がある。	C B C B
(6) 業務管理体制の整備	<u>1</u> 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者(以下「指定事業者等」という。)は、障害者等の人格を尊重するとともに、支援法又は支援法に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行し、業務管理体制を整備しなければならない。 (1) 指定を受けている事業所及び施設の数1以上20未満の指定事業者等 (2) 指定を受けている事業所及び施設の数20以上100未満の指定事業者等 (3) 指定を受けている事業所及び施設の数100以上の指定事業者等	1 法令を遵守するための体制の確保に係る責任者(以下「法令遵守責任者」という。)を選任しているか。 1 法令遵守責任者を選任しているか。 2 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 1 法令遵守責任者を選任しているか。 2 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備しているか。 3 業務執行の状況の監査を定期的に行っているか。	1 支援法第42条第3項 2 支援法第51条の2第1項 3 支援法施行規則第34条の27、第34条の28	1 法令遵守責任者を選任していない。 1 法令遵守責任者を選任していない。 1 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していない。 1 法令遵守責任者を選任していない。 1 業務が法令に適合することを確保するための規程を整備していない。 1 業務執行の状況の監査を定期的に行っていない。	C C C C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>2 指定事業者等（指定に係る事業所又は施設が八王子市域のみに所在する指定事業者等）は、八王子市長に対し、遅滞なく、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>また、届出書には以下の事項が記載されているか。</p> <p>ア 指定事業者等の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>イ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日</p> <p>ウ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定を受けている事業所及び施設の数が20以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>エ 業務執行の状況の監査の方法の概要（指定を受けている事業所及び施設の数が100以上の指定事業者等に限る。）</p> <p>また、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>1 八王子市長に対し、遅滞なく、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ているか。</p> <p>2 届出書に必要な事項が記載されているか。</p> <p>3 届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出ているか。</p>	<p>1 支援法第51条の2第2項</p> <p>2 支援法施行規則第34条の28</p>	<p><u>1</u> 業務管理体制の整備に関する事項を届け出していない。</p> <p>1 届出書に必要な事項が記載されていない。</p> <p>1 届け出た事項に変更があったとき、遅滞なく当該変更に係る事項について届け出していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
(7)分掌事務	<p>従業者の分担事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。</p>	<p>1 各従業者の職務分掌は明確になっているか。</p> <p>2 実態と差異はないか。</p>		<p>1 運営規程と差異がある。</p>	<p>B</p>
(8)業務（事業）日誌	<p>施設等の現状を的確に把握するため、業務（事業）日誌は施設等の日常業務を一覧できる内容である必要がある。</p> <p>※必要事項 ①利用者の状況（当日利用人員等）②利用者の特記事項（入所、退所等）③従業者の勤務状況（休暇、出張等）④施設行事 ⑤来訪者等</p>	<p>1 業務（事業）日誌を作成しているか。</p>		<p>1 業務（事業）日誌を作成していない。</p> <p>2 業務（事業）日誌の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(9)諸会議	<p>施設等は、对人的福祉サービスの提供を行うものであるため、画一的なサービス提供になじまない面があり、個々の従業者が利用者と接するそれぞれの場面に応じて、適切な判断に基づく支援が必要となる。</p> <p>このためには、従業者のひとり一人が福祉サービスについて十分に理解、納得することが必要であり、諸会議を、従業者の利用者支援等に対する理解と納得を得る一つの場とすることが求められる。</p> <p>従業者会議、ケース会議、職種別会議、幹部会議等必要な回数が確保されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議録を供覧すること。 ・会議録の内容は次のとおりとする。 開催日時、会場、出席者、議題、議事内容等 	<p>1 必要な会議を定期的かつ必要回数開催しているか。</p> <p>2 会議の開催方法及び内容は適切か。</p> <p>3 欠席者に対しては、会議の内容を周知しているか。</p> <p>4 会議録を適正に作成しているか。</p>		<p>1 開催回数が不十分である。</p> <p>1 開催方法、内容が不適切である。</p> <p>1 会議の内容を周知していない。</p> <p>1 会議録を作成していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>2 就業規則等の整備 (1)就業規則</p>	<p>1 就業規則は当該施設等従業者の労働条件を具体的に定めたものであり、従業者の給与とともに、従業者処遇の中心をなすものである。施設等の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた従業者処遇が適正に行われていることが重要である。したがって、必要な事項が定められていること、内容の適否、作成に当たっての適正な手続の履行、従業者への適正な周知を行うことが必要である。 (本規則は労働基準法等労働関係法令と密接な関係を有し、規則の内容や適用の是非については、高度に専門的知識、経験及び判断が要求される場合がある。高度に専門的な事項については、労働基準監督署等の監督機関の指導を受けることが必要である。)</p> <p>* 1 絶対的必要記載事項 ①労働時間に関する事項、②賃金に関する事項、③退職に関する事項</p> <p>* 2 相対的必要記載事項 ①退職手当、②臨時の賃金及び最低賃金額、③労働者の食費及び作業用品等の負担、④安全及び衛生、⑤職業訓練、⑥災害補償及び業務外の傷病扶助、⑦表彰及び制裁、⑧その他</p> <p>2 従業者 10 人以上の施設等にあつては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10 人未満の施設等については、作成の義務はないが、社会福祉施設の近代的労使関係に必要なとされる労働条件の明示の観点等から作成を助言する。</p> <p>* 就業規則作成上必要な事項 ①始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を 2 組以上に分けて交替に勤務させる場合においては就業時転換に関する事項 ②賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項 ③退職に関する事項 ④その他必要事項</p> <p>* 現状と差異がないこと。差異がある場合は規定の変更を行うこと。 * 事務所等に掲示を行うこと（各人への配布及び内容についての説明を行うこと）。</p>	<p>1 就業規則を整備しているか。</p> <p>2 必要事項の記載等、内容は適正か。</p> <p>3 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>4 内容と現状に差異はないか。</p> <p>5 就業規則の変更を届け出ているか。</p> <p>6 従業者に十分周知しているか。</p>	<p>1 労働基準法第 89 条</p> <p>1 労働基準法第 106 条</p>	<p>1 従業者 10 人以上の施設であるにもかかわらず、就業規則を作成していない。</p> <p>1 必要記載事項が整備されていない、内容が不適正又は不十分である。</p> <p>1 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>1 規定内容と現状に差異がある。</p> <p>1 就業規則の変更を届け出していない。</p> <p>1 従業者に周知していない、又は不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2) 給与規程	<p>3 非常勤従業者就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守すること。</p>	<p>7 非常勤従業者就業規則を整備しているか。(就業規則に非常勤従業者に関する規定が含まれていない場合)</p> <p>8 必要事項の記載等、内容は適正か。</p> <p>9 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>1 労働基準法第89条 2 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第7条 3 事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針</p>	<p>1 非常勤従業者就業規則を作成していない。</p> <p>1 内容が不十分である。</p> <p>1 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>4 男女の均等な待遇等の確保が図られること。 配置、昇進、教育訓練、省令で定める福祉厚生、定年、退職、解雇等において、女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。</p>	<p>10 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p>	<p>1 均等法第5条、第6条、第7条、第8条</p>	<p>1 性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p>	<p>B</p>
	<p>5 女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保すること。 妊娠 23 週まで… 4 週に 1 回 妊娠 24 週から 35 週まで… 2 週に 1 回 妊娠 36 週から出産まで… 1 週に 1 回 出産後 1 年以内… 医師等の指示する時間 また、プライバシーの保護に留意すること。</p>	<p>11 妊娠中及び出産後の女性労働者に対して、保健指導等を受けるために必要な時間を確保しているか。</p> <p>12 保健指導等に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。</p>	<p>1 均等法第12条、第13条</p>	<p>1 保健指導等を受けるために必要な時間を確保していない。</p> <p>1 勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じていない、又は不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
	<p>給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが、従業者の給与が従業者の処遇上極めて重要であることや介護給付費等の公的資金から支出されていることから、適正に整備されていることが必須である。 したがって、給与規程については特に特定事項として独立させ、就業規則と並行して、同様な観点から評価することとしたものである。 給与及び諸手当は支給基準が明確であり、また、基準に従って支給することが必要である。</p>	<p>1 給与規程を整備しているか。</p> <p>2 給与及び諸手当の支給基準が明確になっているか。</p> <p>3 規程と実態に差異はないか。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>1 労働基準法第89条</p>	<p>1 給与規程を整備していない。</p> <p>1 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。</p> <p>1 規程の内容と実態に差異がある。</p> <p>1 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
	<p>◎参考 労働契約、就業規則及び労働協約の関係 1 就業規則は、法令又は労働協約に反してはならない。 2 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働協約は無効とされ、その部分は、就業規則に定める基準による。 3 労働協約に定める労働条件等に関する基準に違反する労働契約の部分は無効とされ、その部分は労働協約の基準による。</p>				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 育児休業等	<p>1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が事業主に申し出ることによりする休業をいう。ただし、次の労働者について育児休業をすることができないと定められた労使協定がある場合、事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内に雇用期間が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間に延長される。</p> <p>育児休業に関する規程には育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <p>(2) 勤務時間の短縮措置 3歳に満たない子を養育する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため次のいずれかの方法を講じる必要がある。</p> <p>ア 短時間勤務の制度 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業を取得していない者について、労働者の申出に基づく短時間勤務制度が義務付けられる。</p> <p>イ フレックスタイム制や時差出勤制度</p> <p>ウ 所定労働時間を超えて労働させない制度 3歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合は、所定労働時間を超えて労働させてはならない。</p> <p>エ 託児施設の設置運営等の便宜の供与</p> <p>(3) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (制限時間1月24時間、1年150時間)</p>	<p>1 育児休業に関する規程を整備しているか。</p> <p>2 育児休業及び短縮措置を、適切に実施しているか。</p> <p>3 育児休業及び短縮措置を従業員に周知しているか。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>(法に定める短時間勤務の措置を適切に実施しているか。)</p> <p>(法に定める所定外労働の免除を行っているか。)</p> <p>5 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施しているか。</p>	<p>1 労働基準法第89条 2 育児・介護休業法第5条から第10条、第17条、第19条、第23条、第24条 3 育児・介護休業法施行規則第7条 4 平成29年9月29日雇児発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」</p> <p>1 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の1、9</p> <p>1 育児・介護休業法第21条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の6</p> <p>1 労働基準法第89条</p> <p>1 育児・介護休業法第23条第1項</p> <p>1 育児・介護休業法第16条の8第1項</p> <p>1 育児・介護休業法第17条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の4</p>	<p>1 育児休業に関する規程を定めていない、又は内容に不備がある。</p> <p>1 法に定める育児休業及び勤務時間の短縮措置を実施していない。</p> <p>1 従業員への周知をしていない、又は不十分である。</p> <p>1 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>1 法に定める短時間勤務の措置を実施していない。</p> <p>1 法に定める所定外労働の免除を行っていない。</p> <p>1 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施されていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<p>(4) 深夜業の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。</p> <p>(5) 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その育児の状況に配慮しなければならない。</p> <p>2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が事業主に申し出ることによりする休業をいう。ただし、次の労働者について介護休業をすることができないと定められた労使協定がある場合、事業者は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・その他合理的理由がある場合 <p>介護休業に関する規程には介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <p>(2) 勤務時間の短縮措置 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため次のいずれかの方法を講じる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 短時間勤務の制度 イ フレックスタイム制や時差出勤制度 ウ 介護サービスを利用する場合の費用助成制度 <p>(3) 時間外労働の制限 要介護状態にある家族を介護する者から、家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (制限時間1月24時間、1年150時間)</p>	<p>6 深夜業の制限について、適切に実施しているか。</p> <p>7 労働者の配置について配慮しているか。</p> <p>1 介護休業に関する規程を整備しているか。</p> <p>2 介護休業及び短縮措置を、適切に実施しているか。</p> <p>3 介護休業及び短縮措置を従業者に周知しているか。</p> <p>4 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>5 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施しているか。</p>	<p>1 育児・介護休業法第19条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の5</p> <p>1 育児・介護休業法第26条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の7</p> <p>1 育児・介護休業法第11条から第16条、第23条、第24条</p> <p>1 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の1、9</p> <p>1 育児・介護休業法第21条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の6</p> <p>1 労働基準法第89条</p> <p>1 育児・介護休業法第18条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の4</p>	<p>1 深夜業の制限に関する規定を定めていない、又は適切に実施されていない。</p> <p>1 労働者の配置に関する配慮について、適切に実施されていない。</p> <p>1 介護休業に関する規程を定めていない、又は内容に不備がある。</p> <p>1 法に定める介護休業及び勤務時間の短縮措置を実施していない。</p> <p>1 従業者への周知をしていない、又は不十分である。</p> <p>1 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>1 法に定める時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4)旅費	<p>(4) 深夜業の制限 要介護状態にある家族を介護する者から、当該家族を介護するために請求があったときは、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。</p>	<p>6 深夜業の制限について、適切に実施しているか。</p>	<p>1 育児・介護休業法第20条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の5</p>	<p>1 深夜業の制限に関する規定を定めていない、又は適切に実施されていない。</p>	B
	<p>(5) 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、その介護の状況に配慮しなければならない。</p>	<p>7 労働者の配置について配慮しているか。</p>	<p>1 育児・介護休業法第26条 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の7</p>	<p>1 労働者の配置に関する配慮について、適切に実施されていない。</p>	B
	<p>3 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年に5日（子が2人以上の場合は10日）まで、病気・けがをした子の看護のための休暇を取得できる。</p>	<p>1 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>1 育児・介護休業法第16条の2、第16条の3、第16条の4 2 事業主が講ずべき措置に関する指針第2の11</p>	<p>1 子の看護休暇制度について、適切に実施されていない。</p>	B
	<p>4 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、1年に5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合は10日）まで、介護のための休暇を取得することができる。</p>	<p>1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。</p>	<p>1 育児・介護休業法第16条の5、第16条の6、第16条の7</p>	<p>1 介護休暇制度について、適切に実施されていない</p>	B
	<p>従業者が業務又は研修のため出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。 旅費日当の支払、宿泊費の定額払いを行う場合には、根拠となる。</p>	<p>1 旅費に関する規程を整備しているか(実費以外を支給している場合)。</p>	<p>1 労働基準法第89条</p>	<p>1 旅費に関する規程を作成していない、又は内容に不備がある。</p>	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(5)宿日直	<p>従業者に宿日直をさせる場合、労働基準法施行規則第23条の規定により労働基準監督署の許可を得ていれば、労働基準法第32条の規定にかかわらず宿直又は日直の業務に従事させることができる。</p> <p>許可を得ていない場合は超過勤務手当の支給が必要となる。</p> <p>※ 社会福祉施設における宿日直の留意事項は下記通知のとおり（抜粋）。</p> <p>① 昭和49年7月26日基発第387号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の勤務時間の拘束から完全に解放された後のものであること。 ・夜間に従事する業務は、一般の宿直業務のほかには、少数の入所児・者に対して行う夜尿起こし、おむつ取替え、検温等の介助作業であって、軽度かつ短時間の作業に限ること。 <p>したがって、夜間における児童の生活指導、起床後の着衣指導等通常の労働と同態様の業務は含まれないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に十分睡眠がとりうること。 <p>② 昭和49年7月26日基監発第27号「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「軽度」とは、おむつ取替え、夜尿起こしであっても要介護者を抱きかかえる等身体に負担がかかる場合を含まず、「短時間」とは、通達に示された介助作業が一勤務中に1回ないし2回含まれていることを限度として、1回の所要時間が通常10分程度のものをいうのであること。 ・宿直回数について、人員等の関係から週1回の原則を確保しがたい事情がある場合に、労働密度が薄く労働者保護に欠けるおそれがないと認められる場合に限り、例外を認めうるものである。 <p>③ 昭和23年1月13日基発第33号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定期間内における宿日直勤務回数が頻繁にわたるものについては許可しない。 ・回数が頻繁にわたるものとは、原則として宿直については週1回を、日直については月1回を超えるものいう。 ・1回の宿直手当（深夜割増賃金を含む）または1回の日直手当の最低額は、当該事業場において宿直または日直につくことが予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1の額、また、同一企業に属する数個の事業場につき一律の基準により宿日直手当の額を定める必要がある場合には、当該事業場の属する企業の全事業場において宿日直につくことの予定されている同種の労働者に対して支払われている賃金の一人一日平均額の3分の1を下らないこと。 	<p>1 宿直又は日直業務について、労働基準監督署の許可を得ているか。</p> <p>2 許可条件を遵守しているか。</p>	<p>1 労働基準法第41条第3号</p> <p>2 労働基準法施行規則第23条</p> <p>3 昭和23年1月13日基発第33号（労働省労働基準局長通知）</p> <p>4 昭和22年9月13日基発第17号（労働省労働基準局長通知）</p> <p>5 昭和63年3月14日基発第150号労働省労働基準局長通知「労働基準法関係解釈例規について」</p> <p>6 昭和49年7月26日基発第387号労働省労働基準局長通知「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いについて」</p> <p>7 昭和49年7月26日基監発第27号労働省労働基準局監督課長通知「社会福祉施設における宿直勤務許可の取扱いに当たり留意すべき点について」</p>	<p>1 宿日直の許可を受けずに実施している。</p> <p>1 許可条件に反する宿日直を実施している。</p>	<p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(6) 協定	<p>1 36 協定 時間外労働及び休日労働を行う場合は協定を締結する必要がある。 締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、それがいない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用単位である事業所ごとに締結しなければならない。</p> <p>2 24 協定 賃金から法令で定められている税金、社会保険料等以外の給食費や親睦会費などの経費を控除する場合は、36 協定と同様に「賃金控除協定」を締結する必要がある。</p> <p>3 協定の従業者への周知 協定については、常時見やすい場所に掲示し、または備え付け、書面交付その他の方法により従業者に周知しなければならない。</p> <p>4 賃金の口座振込みについて 通貨による支払が原則であるが、口座振込みによる協定を締結し、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込みにより支払うことができる。 この協定について、届出は不要である。 取扱金融機関は、金融機関の所在状況からして一行に限定せず、複数とする等労働者の便宜に十分配慮して定めること。</p>	<p>1 36 協定を締結しているか。</p> <p>2 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>3 協定内容と現状に差異はないか。</p> <p>1 24 協定を締結しているか。</p> <p>2 協定内容、手続は適切か。</p> <p>3 従業者に周知しているか。</p> <p>1 口座振込みに関する個人の書面による同意を得ているか。</p>	<p>1 労働基準法第36条</p> <p>1 労働基準法第24条</p> <p>1 昭和50年2月25日基発第112号労働省労働基準局長通知</p> <p>1 労働基準法第106条</p> <p>1 労働基準法施行規則第7条の2</p>	<p>1 超過勤務を行っているが、36 協定を締結していない。</p> <p>1 労働基準監督署に届出をしていない。</p> <p>1 協定内容と現状に差異がある。</p> <p>1 法定外の経費を控除しているが24 協定を締結していない。</p> <p>1 協定内容、手続が不適切である。</p> <p>1 従業者に周知していない、又は不十分である。</p> <p>1 口座振込みを行っているが、口座振込みに関する協定を締結していない。 2 個人の同意を得ていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(7) 就業環境	<p>施設等は、適切な福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。また、啓発・周知し、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p>	<p>1 市条例第73号第75条第4項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第200条 準用（第75条第4項）</p> <p>2 市条例第75号第44条第4項</p> <p>3 均等法第11条、第11条の2</p>	<p>1 必要な措置を講じていない。 2 取組みが不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
3 従業者の配置等 (1)従業者配置等	1 利用者に対する適切な福祉サービスの提供を行うため、配置基準に対して不足する場合は、従業者の充足を指導する。	1 基準に定める従業者の配置は適正に行われているか。	1 市条例第73号第56条、第84条、第109条、第126条、第137条、第151条、第166条、第168条、第202条、第213条	1 基準に定める従業者を確保していない。 2 非常勤従業者の配置が不適正である。	C C
	2 従業者は、利用者の福祉サービスの提供に支障がない場合において、他の施設の従業者の一部を兼ねることができる。	2 従業者の勤務の状況は適切か。	1 市条例第75号第4条、第5条、第6条 2 最低基準(社会参加支援施設)	1 従業者の勤務の状況が不適切である。	C
(2)採用、退職	3 利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	3 資格を要する職種について、有資格者が勤務しているか。	1 東京都産休等代替職員制度実施要綱	1 資格を要する職種に資格を有する従業者が勤務していない。	C
	4 (代替職員経費の補助を受けている場合)産休・病休等の代替従業者を確保しているか。	4 (代替職員経費の補助を受けている場合)産休・病休等の代替従業者を確保しているか。		1 (該当者がいる場合)産休・病休等の代替従業者を確保していない。	C
(2)採用、退職	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。	5 利用者数の算定は、基準のとおりとしているか。	1 労働基準法第3条 2 均等法第5条	1 利用者数の算定を、基準どおりに行っていない。	C
	2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対して、賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 なお、 (1)労働契約の期間 (2)就業場所及び従事すべき業務の内容 (3)所定労働時間を超える労働の有無 (4)始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 (5)賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項 (6)退職に関する事項については、口頭又は書面により、必ず明示する必要がある。	1 募集及び採用時に性別にかかわらず均等な取り扱いをしているか。	1 労働基準法第15条 2 労働基準法施行規則第5条	1 募集及び採用時に均等な取り扱いをしていない。	B
(3)関連帳簿の整備	3 非常勤従業者の雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。	1 職員の採用時に職務内容、給与等労働条件を明示しているか。		1 採用時に労働条件の明示がない、又は不十分である。	B
	2 昇給を除く賃金に関する事項について、書面の交付等をしているか。	2 昇給を除く賃金に関する事項について、書面の交付等をしているか。		1 昇給を除く賃金に関する事項について、辞令書等書面の交付をしていない。	B
(3)関連帳簿の整備	1 非常勤従業者に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明確にしているか。	1 非常勤従業者に、雇入通知書(雇用契約書)等の文書を交付し、必要な勤務条件を明確にしているか。	1 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条	1 非常勤従業者に勤務条件の明示がない。又は不十分である。	B
	従業者の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。(保存年限 3年) ・労働者名簿 *必要事項は次のとおり 氏名、生年月日、履歴、性別、住所、従事する業務の種類、雇入の年月日、(退職の年月日及びその事由、死亡の年月日及びその原因) ・資格証明書 ・履歴書	1 労働者名簿は全従業者分を整備しているか。	1 労働基準法第107条、第109条 2 市条例第73号第81条第1項、第100条、第143条、第176条、第191条、第196条 準用(第81条第1項)、第157条第1項、第210条、第219条 準用(第210条) 3 市条例第75号第60条第1項 4 最低基準(社会参加支援施設)第7条	1 従業者の名簿を整備していない。 2 従業者の名簿の整備が不十分である。	B B
	2 資格が必要な職種の従業者について資格証明書を整備しているか。	2 資格が必要な職種の従業者について資格証明書を整備しているか。		1 従業者の資格証明書を整備していない。 2 従業者の資格証明書の整備が不十分である。	C B
	3 履歴書は全従業者分を整備しているか。	3 履歴書は全従業者分を整備しているか。		1 従業者の履歴書を整備していない。 2 従業者の履歴書の整備が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>4 勤務状況</p> <p>(1) 勤務体制</p> <p>(2) 勤務割表</p> <p>(3) 勤務関連帳簿の整備</p> <p>(4) 業務継続計画の策定等</p>	<p>施設等における従業員の勤務時間・休日等は、労働基準法を遵守した上で、利用者への福祉サービスの提供や、生活上の日課に即したものとする必要がある。</p> <p>交替制勤務が有る場合、あらかじめ従業員個々の勤務を明確に定め、周知している必要がある。また、この設定した勤務と実態に相違があってはならない。</p> <p>従業員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。(保存年限 3年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤・退勤に関するもの(タイムカード) ・出張外出に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの <p>1 施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p>3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めなければならない。</p>	<p>1 勤務時間・休日等が、労働基準法上適正であるか。</p> <p>2 適切なサービスを提供できる勤務体制となっているか。</p> <p>1 勤務体制が勤務(割)表により明確にされているか。</p> <p>2 夜勤及び宿日直の回数は適正か。</p> <p>1 勤務関連帳簿を整備しているか。</p> <p>1 業務継続計画を策定しているか。</p> <p>2 業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>1 従業員に周知しているか。</p> <p>2 従業員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。</p> <p>1 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っているか。</p>	<p>1 労働基準法第32条、第34条、第35条</p> <p>2 市条例第73号第75条第1項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用(第75条第1項)、第211条、第219条 準用(第33条第1項)</p> <p>3 市条例第75号第44条第1項</p> <p>4 昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」</p> <p>1 市条例第73号第75条第1項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用(第75条第1項)、第211条、第219条 準用(第33条第1項)</p> <p>2 市条例第75号第44条第1項</p> <p>1 労働基準法第107条、第109条</p> <p>2 市条例第73号第81条第1項、第100条、第143条、第176条、第191条、第196条 準用(第81条第1項)、第157条第1項、第210条、第219条 準用(第210条)</p> <p>3 市条例第75号第60条第1項</p> <p>4 最低基準(社会参加支援施設)</p> <p>1 市条例第73号第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用(第34条)</p> <p>2 市条例第75号第45条</p>	<p>1 勤務時間・休日等が、労働基準法上適正でない。</p> <p>1 勤務体制が、利用者の福祉サービスの提供上適切でない。</p> <p>1 勤務(割)表を作成していない。</p> <p>1 夜勤、宿日直の回数が適正でない。</p> <p>1 勤務に関連する帳簿を整備していない。</p> <p>2 記録の内容に不備がある。</p> <p>1 業務継続計画を策定していない。</p> <p>1 業務継続計画に従い必要な措置を講じていない。</p> <p>1 従業員に周知していない。</p> <p>1 従業員に対し、必要な研修及び訓練を定期的実施していない。</p> <p>1 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていない。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
5 従業者給与等の状況					
(1) 本俸・諸手当	給与及び諸手当は、支給基準が明確に定められ、その基準に従って支給することが必要である。 従業者の給与の支給については、労働基準法及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。 従業者の給与については、財源が自立支援給付費等の公的資金であり、適正に支給することが必須である。また、管理者(施設長)等の幹部従業者の給与が、当該施設等の給与水準に比較して著しく高額となっていないことが必要である。	1 給与の支給は規程に基づき適切に支給しているか。	1 労働基準法第89条 2 最低賃金法(昭和34年4月15日法律第137号)第3条、第4条、第5条	1 給与の支給内容に問題がある。	B
(2) 本俸の決定	本俸の決定は賃金に関する事項であり、労働基準法第15条の規定に基づき明確にする必要がある。 ・初任給決定基準が明確であること。 ・初任給決定の際は資格証明、前歴証明により確認を行うこと。 ・昇給及び昇格については労働者名簿等に記録すること。 ・初任給決定及び昇給・昇格は決裁を得ること。	1 初任給の格付及び昇給・昇格の基準は明確か。 2 初任給の格付及び昇給・昇格は決裁を得て記録を整備しているか。	1 労働基準法第15条、第89条	1 初任給決定基準が明確でない。 1 初任給決定及び昇給・昇格の決裁を得ていない。 2 初任給を給与規程どおりに決定していない。 3 昇給及び昇格を規定どおりに行っていない。 4 昇給及び昇格の記録がない。	B B B B
(3) 諸手当の支給	(項目5(1)「本俸・諸手当」と同じ)	1 諸手当は規定どおり支給されているか。 2 宿直手当及び日直手当の額は毎年度計算し、許可条件以上の額であるか確認しているか。 3 夜勤手当及び超過勤務手当の算出は適正か。	1 労働基準法第37条、第89条 1 労働基準法第89条	1 諸手当の支給が不適正である。 1 宿直手当及び日直手当の額は毎年度計算し、許可条件以上の額か確認していない。 1 夜勤手当及び超過勤務手当の算出が適正なものとなっていない。	B B B
(4) 社会保険	従業者5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっている。	1 社会保険等への加入は適正か。	1 健康保険法第3条第1項、第3項 2 厚生年金保険法第6条第1項、第9条 3 雇用保険法第5条 4 労働者災害補償保険法第3条第1項	1 健康保険、厚生年金保険等いずれかの保険に未加入である。 2 いずれかの保険に、未加入者がいる。	B B
(5) 賃金台帳	使用者は、各事業所ごとに賃金台帳を調整し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を、賃金支払の都度遅滞なく記入すること。	1 賃金台帳を適正に作成しているか。	1 労働基準法第108条	1 賃金台帳を作成していない、又は記載内容が不十分である。 2 賃金台帳の整理に問題がある。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>6 健康管理</p>	<p>労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全又は衛生のための教育等が必要である。</p> <p>定期健康診断は1年以内ごとに1回の実施が求められているが、夜間業務に従事する従業者の場合には6月以内ごとに1回の健康診断が必要となる。</p> <p>なお、1年以上雇用されることが予定されている者及び更新により1年以上引続き雇用されている者で、就労時間数が通常の就労者の3/4以上の者についても同様に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者が常時50人以上の施設等においては、衛生管理者及び産業医を選任し、労働基準監督署に届け出ること。 労働者が常時10人以上50人未満の施設等においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。 労働者が常時50人以上の施設等においては、労使で構成する衛生委員会を設け、法定の事項を調査審議し、事業者に対し意見を述べさせること（月1回以上）。 腰痛検診等 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」に基づき対策を講じること。 実施記録を作成し、保存しておくこと。 労働者が常時50人以上の施設等においては、「健康診断結果報告書」を労働基準監督署に提出すること。 労働者が有効に利用し得る休憩の設備を設けるように努め、特に、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用する施設等は、労働者が臥床することができる休養室又は休養所を男性用と女性用に区別して設けること。 	<ol style="list-style-type: none"> 健康診断を適切に実施しているか。 必要な検査項目を満たしているか。 （職員50人以上の施設等において）衛生管理者及び産業医を選任し、届け出ているか。 （職員10人以上50人未満の施設等において）衛生推進者を選任しているか。 （職員50人以上の施設等において）衛生委員会を設けているか。 腰痛に対し検診等の対策を講じているか。 健康診断個人票を作成し、保管しているか。 （職員50人以上の施設等において）健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか。 （職員50人以上又は女性職員30人以上の施設等において）休憩室を、適切な環境のもとに確保しているか。 	<ol style="list-style-type: none"> 労働基準法第42条 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条、第51条、第52条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第104号）第53条の2 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法第12条、第13条 <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法第12条の2 <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法第18条 労働安全衛生規則第22条、第23条 <ol style="list-style-type: none"> 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」 <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生規則第51条 <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生規則第52条 <ol style="list-style-type: none"> 労働安全衛生規則第613条 労働安全衛生規則第618条 	<ol style="list-style-type: none"> 従業者の安全衛生管理体制を確立していない。 健康診断が実施されていない。 健康診断の未受診者がいる。 健康診断の実施時期、方法が適切でない。 <ol style="list-style-type: none"> 健康診断に未実施項目がある。 <ol style="list-style-type: none"> 衛生管理者及び産業医を未選任又は届出をしていない。 <ol style="list-style-type: none"> 衛生推進者を選任していない。 <ol style="list-style-type: none"> 衛生委員会を設置していない。 <ol style="list-style-type: none"> 腰痛検診等の対策を講じていない。 <ol style="list-style-type: none"> 健康診断個人表を作成し、保管していない。 健康診断実施記録の整備が不十分である。 <ol style="list-style-type: none"> 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。 <ol style="list-style-type: none"> 休憩室がない又は利用できない。 休憩室を適切な環境のもとに確保していない。 	<p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
7 研修	<p>施設等従業者の資質の維持、向上を図るためには系統的、効果的研修計画が策定されている必要がある。特に、個々人の職務遂行能力に応じた、具体的内容を伴った実施計画が策定されていることが望まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設等従業者に対し、系統的、効果的な研修計画が策定されていること。 <ul style="list-style-type: none"> (1)施設内研修 (2)施設外研修（外部の研修実施機関が行う研修） 従業者の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 研修終了後、報告をさせ、不参加の従業者にも研修内容を周知させること。 研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。 	1 外部研修その他の適切な研修の機会を確保しているか。	1 市条例第73号第75条第3項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用（第75条第3項）、第211条、第219条 準用（第33条第3項）	1 研修を実施していない。 2 外部研修を実施していないなど、研修の実施が不十分である。	C B
		2 研修計画を策定しているか。	2 市条例第75号第44条第3項	1 研修計画を策定していない。	B
		3 研修の成果が十分活用されているか。		1 研修結果が報告されていない。	B
		4 職務関連資格の取得に対する配慮をしているか。		1 職務関連資格の取得に対する配慮がなされていない。	B
8 福利厚生	<p>従業者の福利厚生を充実し、魅力ある職場づくりを推進することは、福祉人材の確保にとって重要なことである。</p>	1 従業者の福利厚生に対する配慮をしているか。	1 社会福祉法第90条第1項	1 従業者の福利厚生に対する配慮をしていない。	B
9 管理者（施設長）の職務	<p>1 管理者（施設長）は、施設等運営管理全般の統括、利用者等との連絡調整、利用者負担上限額管理、地域社会との連携など、その職責を十分果たすこと。</p> <p>2 施設等には、専任の管理者（施設長）を置かなければならない。ただし、施設等の管理上支障がない場合は、当該施設等の他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p>	1 管理者（施設長）はその職責を果たしているか。	1 市条例第73号第73条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第73条） 2 市条例第75号第42条	1 運営管理上問題が生じている。 2 業務の把握状況が不十分である。	C B
		2 管理者（施設長）は資格要件を満たしているか。	1 市条例第74号第6条、第37条、第75条 2 市条例第76号第5条 3 最低基準（社会参加支援施設）第27条第1項、第31条第1項、第41条第1項	1 管理者（施設長）が有資格者でない。	C
		1 管理者（施設長）は専任となっているか。	1 社会福祉法第66条 2 市条例第73号第57条、第86条、第138条、第152条、第168条、第179条、第193条、第214条 準用（第57条） 3 市条例第75号第42条第1項	1 施設等の他の職務又は他施設等の従業者等を兼務し、施設等の管理上支障がある。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分	
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備の状況	1 利用者が、良好な環境のもとで福祉サービスの提供を受けるためには、各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。	1 構造、設備が基準を満たしているか。	1 市条例第73号第58条、第87条、第111条、第138条、第153条、第169条、第180条、第194条 準用(第87条、第180条)	1 構造、設備が基準を満たしていない。	C	
		2 構造、設備に危険な箇所はないか。	2 市条例第75号第7条 3 最低基準(社会参加支援施設)	1 構造、設備に危険な箇所がある。	C	
	2 内容変更がある場合は届け出ること。	1 許可(届出)内容と現状に差異がないか。	1 社会福祉法第63条	1 許可(届出)内容と現状に著しい相違がある。	C	
				2 許可(届出)内容と現状に相違がある。	B	
	3 指定療養介護事業所は、医療法に規定する病院として必要な設備等を備えなければならない。また、医療法における病院としての許可が必要である。	1 医療法に規定する病院として必要な設備等を備えているか。	1 市条例第73号第58条 2 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第21条、第23条	1 医療法に規定する病院としての必要な設備等を備えていない。	C	
				2 医療法の規定に基づく許可を受けているか。	1 医療法第7条	1 医療法の規定に基づく許可を受けていない。
	(2) 環境整備の状況	施設等は次により環境の整備を行わなければならない。 ・施設等は、日常行う清掃のほか、大掃除を、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと。 ・ねずみ、昆虫等による被害の状況等について、6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に調査を実施し、当該調査の結果に基づき、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講ずること。 ・建物及び設備の点検を行い、記録しておくこと。 ・危険箇所、交通安全、防犯等に対する配慮をすること。 ・段差の解消に努めること。 ・プロパンガス等危険物の取扱いは適切に行うこと。	1 施設内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を行っているか。	1 労働安全衛生規則第619条	1 施設内外の清掃、ねずみ等の状況調査及びねずみ等の発生を防止するための必要な措置を適切に行っていない。	B
			2 建物、設備に関する点検記録等が整備されているか。	1 市条例第73号第81条第1項、第100条、第143条、第176条、第191条、第196条 準用(第81条第1項)、第157条第1項、第210条、第219条 準用(第210条)	1 建物、設備に関する点検記録等が整備されていない。	C
			3 施設内外の構造物、設備等の安全確保がなされているか。	2 市条例第75号第60条第1項	1 施設内外の構造物、設備等の安全確保が不十分である。	B
			4 施設内、居室等について、快適な生活環境を確保しているか。		1 施設内、居室等について、快適な生活環境の確保が不十分である。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(3) 環境衛生の状況	<p>1 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じなければならないことから、自家水及び受水槽等使用の場合、清浄な飲料水の確保を管理者自らが責任を持って行うこと。</p> <p>100人を超える居住者に地下水（井戸水）を供給する場合は、「専用水道」となり、保健所への確認申請、水道技術管理者の設置、水道事務月報の提出等が義務付けられている。</p> <p><参考> 専用水道の定義 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人を超える者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。</p> <p>2 受水槽の有効容量の合計が 10 m³を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合</p> <p>(1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実施すること。</p> <p>(2) 次のような衛生管理を行うこと。</p> <p>①貯水槽の清掃（年1回）（専門の清掃業者に委託）</p> <p>②水槽等施設の点検・整備（月1回）水槽のヒビ割れ、水槽等の汚染、水槽内の異物の混入等</p> <p>③給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要な水質検査を行う。</p> <p><参考> 簡易専用水道の定義 簡易専用水道とは、都や市などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽に溜めてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量の合計が 10 m³を超えるものをいう。ただし、工場などに設置しているもので、全く飲み水として使用していない場合は、簡易専用水道には該当しない。</p> <p>また、地下水（井戸水）を受水槽に溜め供給しているものは、簡易専用水道ではないが、100人を超える居住者に給水する場合は、「専用水道」として別の規制を受ける。</p> <p>10 m³以下の小規模貯水槽水道及び専用水道以外の飲用井戸等についても、衛生的管理を行うこと。</p> <p>○東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例</p> <p>○昭和62年9月30日付62衛環環第587号「飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」</p> <p>○その他、市保健所の指導による。</p>	<p>1 水道法に基づく水質検査等を定期的実施しているか。</p>	<p>1 市条例第73号第78条、第97条</p> <p>2 市条例第75号第48条</p> <p>3 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第3条第6項、第32条、第33条、第34条</p> <p>4 水道法施行規則第53条、第54条</p> <p>5 平成15年7月25日社援基発第0725001号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」</p> <p>1 水道法第3条第7項、第34条の2、第34条の3、第34条の4</p> <p>2 水道法施行規則第55条、第56条</p> <p>3 水道法施行令第2条（有効容量 10 m³以上の設備に関する義務）</p> <p>4 市条例第73号第78条、第97条</p> <p>5 市条例第75号第48条</p> <p>6 平成15年7月25日社援基発第0725001号「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」</p>	<p>1 水質検査を定期的実施していない。</p> <p>2 使用する設備、食器等又は飲用水について、衛生的な管理がなされていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4)耐震化の状況	3 大量調理施設（同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設）において、水道事業により供給される水以外の井戸水等の水を使用する場合には、公的検査機関、厚生労働大臣の登録検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うよう指導されている。 なお、大量調理施設に該当しない社会福祉施設等についても、食中毒予防のため、可能な限り大量調理施設マニュアルに基づく衛生管理に努めること。	2 大量調理施設において井戸水等の水を使用する場合に、年2回以上水質検査を実施しているか。	1 平成9年3月24日衛食第85号別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」II5(2)⑦ 2 平成20年7月7日社援基発第0707001号「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」 3 市条例第73号第78条、第97条 4 市条例第75号第48条	1 大量調理施設において井戸水等の水を使用する場合に、年2回以上水質検査を実施していない。	C
	4 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。	3 浄化槽の清掃及び水質検査を実施しているか。	1 浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第10条 2 市条例第73号第78条、第97条 3 市条例第75号第48条	1 浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。	B
	1 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、一定要件（※）を満たす建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の所有者は、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告する必要がある。 ※ 階数2及び延床面積5,000㎡以上の社会福祉施設等若しくは階数2及び延床面積1,500㎡以上の保育所	1 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告しているか。	1 建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条、同法律第5条第3項第1号 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条、同施行令第3条	1 要緊急安全確認大規模建築物について、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告していない。	B
11 災害対策等の状況 (1)管理体制 ア 防火管理者	2 昭和56年5月31日以前に新築した建築物のうち、現行の建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物（既存耐震不適合建築物）の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。	1 既存耐震不適合建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めているか。	1 建築物の耐震改修の促進に関する法律第16条第1項、第5条第3項第1号 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第3条	1 既存耐震不適合建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めていない。	B
	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 ・防火管理者を選任し所轄消防署長へ届け出をすること。 災害を未然に防止するとともに、発生した場合にその被害を最小限に食い止めるためには、次により対応することが求められる。 ・3日間程度の非常備蓄品を準備すること。 ・広域避難場所までの道路等の実態把握をすること。 ・非常持出し品としてラジオ、懐中電灯、利用者名簿等常に準備しておくこと。	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。 2 管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。	1 消防法第8条（防火管理者） 2 消防法施行令第3条（防火管理者の資格） 3 消防法施行規則第3条の2（防火管理者の選任又は解任の届出）	1 防火管理者を選任していない。 2 防火管理者の届出をしていない。 1 管理的あるいは監督的地位にあるものを選任していない。	C B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
	<ul style="list-style-type: none"> カーテン、じゅうたん等は政令で定める基準以上の性能を有するものであること。 家具、じゅう器その他の建物に備え付けられた物品の落下、転倒及び移動の防止のための措置をとること。 避難者名簿の記載事項は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・当日在園者居室別氏名 ・緊急連絡先 ・身体状況 ・福祉事務所名等 施設等の災害対策について、保護者へ施設だより等により周知を図ること。 夜勤従業者（宿直を含む。）を配置する等、夜間の防災体制をとること。 	<p>3 カーテン、じゅうたん等は防災性能を有しているか。</p> <p>4 室内の家具等に転倒防止の措置がなされているか。</p> <p>5 緊急連絡網及び避難者名簿を常に整備しているか。</p> <p>6 夜間の防災体制が十分確保されているか。</p>	<p>1 消防法第8条の3</p> <p>2 消防法施行令第4条の3</p> <p>3 消防法施行規則第4条の3</p> <p>1 東京都震災対策条例（平成12年12月22日条例第202号）第9条</p> <p>1 昭和48年4月13日社施第59号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」</p> <p>2 昭和58年12月17日社施第121号厚生省社会局施設課長・児童家庭局企画課長通知「社会福祉施設における防火対策の強化について」</p> <p>3 昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」</p>	<p>1 カーテン、じゅうたん等が防災性能を有していない。</p> <p>1 転倒防止の措置を講じていない</p> <p>1 避難者名簿を作成していない。</p> <p>1 夜間の防災体制がとれていない。 2 夜間の防災体制が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
イ 関係機関との連携	施設等の防火安全対策に関して常時消防機関の指導を受けるなど連携を密にし、施設等の設備、構造・配置、利用者の状況等についても十分な理解を得ておくよう努める必要がある。	1 消防署等関係機関との連携に努めているか。	1 昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 関係機関との連携が不十分である。	B
ウ 地域住民等との協力体制	施設等の火災等においては、従業者だけではその対応が必ずしも十分でない場合が多く、また、救助された者を一時的に保護する場所も必要である。 このため、地域の自治会等と災害対策協定を締結するなど近隣に所在する施設、病院等相互間の連携を図るとともに、地域住民及びボランティア組織とも日常の連携を密にし、施設等で行う避難訓練への参加等により施設等の構造・配置、入所者の実態を認識してもらい、緊急の場合の応援、協力体制を確保しておくことが大切である。	1 災害時における近隣住民等との応援協力体制の確保に努めているか。	1 昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	1 近隣住民等との協力体制が不十分である。	B
エ 事故発生時の対応	施設等において、利用者に対する福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。	<p>1 事故発生時の連絡体制等、対応策を確保しているか。</p> <p>2 速やかに損害賠償を行うことができる体制が確保されているか。</p> <p>3 防犯対策について、必要な措置を講じているか。</p>	<p>1 市条例第73号第42条、第82条、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条、第211条、第219条 準用（第42条）</p> <p>2 市条例第75号第57条</p> <p>1 平成28年9月15日障発 0915 第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」</p>	<p>1 連絡すべき者に連絡を行っていない。</p> <p>2 連絡が速やかに行われていない。</p> <p>3 必要な措置を講じていない。</p> <p>1 速やかに損害賠償を行っていない。</p> <p>2 損害賠償に備えた保険加入その他の必要な措置を講じていない。</p> <p>1 防犯対策について、必要な措置を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(2)非常災害対策計画等	<p>1 消防計画 消防計画は、利用者の火災等非常災害時における利用者、従業者の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第3条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防計画を作成したとき及び内容を変更したときは所轄消防署長へ届け出をすること。 消防計画の内容について関係者へ周知すること。 	<p>1 消防計画を作成し所轄消防署に届け出ているか。(届出は対象施設のみ)</p>	<p>1 市条例第73号第77条第1項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用(第77条第1項)</p> <p>2 市条例第75号第47条第1項</p> <p>3 消防法第8条第1項</p> <p>4 消防法施行令第3条の2</p> <p>5 消防法施行規則第3条</p>	<p>1 消防計画を作成の上、所轄消防署に届けていない。</p> <p>2 消防計画を作成していない。</p> <p>3 消防計画の内容に不備がある。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
		<p>2 消防計画変更の際には変更の届出がされているか。</p>	<p>1 消防法施行規則第3条</p>	<p>1 変更届出をしていない。</p>	<p>B</p>
		<p>3 消防計画の内容について関係者に周知しているか。</p>	<p>1 昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」</p> <p>2 平成30年2月2日障企発0202第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「避難等に当たって配慮を要する者が入所する社会福祉施設等における防火安全体制等の周知徹底について」</p>	<p>1 職員、利用者及び利用者の家族等に周知していない。</p>	<p>B</p>
(2)非常災害対策計画等	<p>2 非常災害対策計画 施設は、非常災害に関する具体的な計画(非常災害対策計画)を作成し、非常災害時の関係機関への通報、連絡の体制を整備し、定期的に従業者に周知しなければならない。</p>	<p>1 地震防災計画(事業所防災計画)を作成しているか。</p>	<p>1 東京都震災対策条例第10条</p> <p>2 市条例第73号第77条第1項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用(第77条第1項)</p> <p>3 市条例第75号第47条第1項</p>	<p>1 消防計画は作成されているが、事業所防災計画を作成していない。</p> <p>2 事業所防災計画の内容に不備がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
		<p>2 地震防災計画の内容について職員に周知しているか。</p>		<p>1 職員に周知していない。</p>	<p>B</p>
		<p>3 火災、水害・土砂災害・地震等に対処するための非常災害対策計画を作成しているか(災害別の計画とする必要はない)。</p>	<p>1 平成28年9月9日障障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」</p>	<p>1 消防計画は作成されているが、非常災害対策計画を作成していない。</p> <p>2 非常災害対策計画の内容に不備がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
		<p>4 非常災害対策計画の内容について職員に周知しているか。</p>	<p>1 水防法第15条の3第1項、第2項</p> <p>2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第1項、第2項</p>	<p>1 職員に周知していない。</p>	<p>B</p>
(2)非常災害対策計画等	<p>3 避難確保計画 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告しなければならない。</p>	<p>1 避難確保計画を作成し、区市町村に報告しているか。(要配慮者利用施設のみ)</p>		<p>1 避難確保計画を作成していない。</p> <p>2 区市町村に報告していない。</p>	<p><u>B</u></p> <p><u>B</u></p>
(3)消防署の立入検査	<p>消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設等として速やかに改善すること。</p>	<p>1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。</p>	<p>1 消防法第8条第4項</p>	<p>1 消防署の立入検査の指示事項について改善していない。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
(4) 避難訓練	<p>1 社会福祉施設では、消防法施行規則第3条第10項の規定に基づいて、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施しなければならない。 障害福祉施設等については、昭和30年2月22日社発第118号厚生省社会局長・児童家庭局長通知により、月1回以上実施することが望ましいとしている。</p> <p>※ 必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防計画に沿って、消火・避難・通報訓練が定期的に行われること。 ・消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通知しておくこと。 ・訓練結果については、毎回記録し、次回訓練等の参考にすること。 ・消火訓練及び避難訓練は年2回以上実施すること。 ・そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施すること。 <p>2 障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の訓練を行わなければならない。</p> <p>3 市町村地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しなければならない。</p>	<p>1 消火・避難・通報訓練を法令・通達で定められている回数実施しているか。</p> <p>2 夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施しているか。</p> <p>3 避難訓練等について、あらかじめ消防署へ通知しているか。</p> <p>4 訓練結果の記録の整備をしているか。</p> <p>1 非常災害を想定した避難訓練等を実施しているか。</p> <p>1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告しているか。</p>	<p>1 消防法第8条</p> <p>2 消防法施行令第3条の2第2項</p> <p>3 消防法施行規則第3条第10項、第11項</p> <p>4 市条例第73号第77条第2項、第100条、第143条、第158条、第176条、第191条、第196条 準用(第77条第2項)</p> <p>5 市条例第75号第47条第2項</p> <p>1 昭和48年4月13日社施第59号「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」</p> <p>2 昭和58年12月17日社施第121号「社会福祉施設における防災対策の強化について」</p> <p>3 昭和62年9月18日社施第107号「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」</p> <p>1 平成28年9月9日障障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」</p> <p>1 水防法第15条の3第5項</p> <p>2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2第5項</p>	<p>1 年2回以上、消火及び避難訓練を実施していない。</p> <p>1 夜間訓練又は夜間を想定した訓練を実施していない。</p> <p>2 実施方法が不適切である。</p> <p>1 避難訓練等について消防署へ通知をしていない。</p> <p>1 訓練記録がない、又は内容に不備がある。</p> <p>1 非常災害を想定した避難訓練等を実施していない。</p> <p>1 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、訓練結果を区市町村長に報告していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(5) 保安設備	<p>防火管理者には、消防用設備等の点検及び整備が義務づけられている。また、消防法第17条の3の3の規定により、消防用設備等の定期的点検とその結果の消防署への報告が義務づけられている。</p> <p>* 消防用設備等の点検 消防用設備等の点検及び整備を行い、年1回消防署へ届け出ること。外部の有資格業者に委託して行うこともできる。</p> <p>* 危険物の管理 施設において使用する燃料（プロパンガス、灯油、重油等）の貯蔵場所、取扱い等について安全対策を行うこと。</p>	<p>1 消防用設備等の点検及び報告等を実施しているか。</p> <p>2 消防用設備等の自主点検をしているか。</p> <p>3 避難器具及び非常通報装置を設置しているか。</p> <p>1 危険物の貯蔵又は取扱状況は適正か。</p>	<p>1 消防法第17条第1項</p> <p>2 消防法施行令第25条</p> <p>3 昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」3、4</p> <p>1 火災予防条例(昭和37年3月31日東京都条例第65号)第30条</p> <p>1 火災予防条例(昭和37年3月31日東京都条例第65号)第30条</p>	<p>1 消防用設備等の点検及び消防署への報告をしていない。</p> <p>1 消防用設備等の自主点検をしていない。</p> <p>1 非常災害用設備等がない</p> <p>1 危険物の貯蔵又は取扱状況が適正でない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価区分
<p>12 厚生労働大臣が定める事項の評価等</p>	<p>指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項（労働時間、生産活動、多様な働き方、支援力向上のための取組、地域連携活動）について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</p>	<p>1 おおむね1年に1回以上、厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行っているか。</p> <p>2 評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。</p>	<p>1 市条例第73号第190条</p> <p>2 厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和3年3月23日厚生労働省告示第88号）</p> <p>3 令和3年3月30日障発0330第5号「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」</p>	<p>1 おおむね1年に1回以上、厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行っていない。</p> <p>1 評価結果をインターネットの利用その他の方法により公表していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>